

○ 無利子融資による再エネ導入促進（兵庫県）

地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業

- 兵庫県では、地域特性を活かした地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギーの導入に意欲はあるが、資金やノウハウが不足する自治会、NPO法人等に対し、必要に応じて事業計画作成の指導・助言等を行い、**（公財）ひょうご環境創造協会が運営する基金を活用した貸付を実施。**

制度創設の経緯

①先進的取組団体への聞き取り

本当に必要な支援は何か？

- FITを活用できる支援
- 初期費用一部のみを負担する補助金とは違った形での支援
- 専門的知識を持った人材の確保

②問題点の洗い出し

資金調達先の銀行では・・・

- 信用のない団体への低利の融資は困難
- 10年以上の長期融資は困難
- 保証人は必ず必要

メーカーの選択、収支シミュレーションの作成等への支援を行うには・・・

③支援策の検討

- 無利子、保証人必要なし、最長20年間の貸付制度の検討
- 適切な収支シミュレーション作成、技術的なフォローアップを行う組織の検討

④最適な体制の確立

豊富な技術的知見・基金運営のノウハウ・迅速な対応が必要なパートナーが必要

基金運営、太陽光相談窓口の実績がある（公財）ひょうご環境創造協会との連携体制

制度の概要

事業内容

県内に、**地域の団体が主体**となって新たに再生可能エネルギー発電設備を導入し、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、継続的に発電を行う事業に対し、**20年以内の無利子融資**を実施。

事業の募集

- 支援を必要とする自治会・NPO法人等による再生可能エネルギー導入事業を募集
- 応募に必要な事業計画の作成等を「再生可能エネルギー相談支援センター」が支援

事業の審査

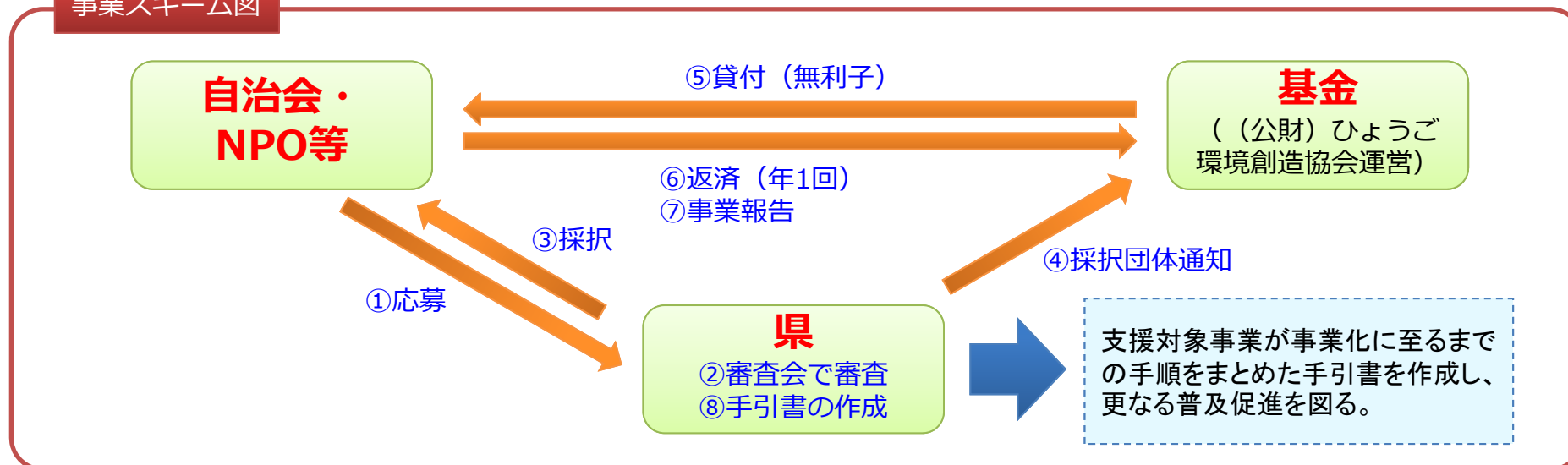
- 専門家、先駆者、金融機関、県関係機関で構成する審査会を設置し、事業化計画を基に事業の採算性・継続性・団体の地域性等を審査

採択団体への貸付

- 採択団体（10団体程度）への貸付を県から協会に依頼
- 協会と採択団体との間で貸付契約の締結

(参考) 地域主導型再生可能エネルギー導入推進事業の事業内容

事業スキーム図



- | | | | |
|---------|---|--------|---|
| ■ 対象事業 | 県内に、地域の団体が主体となって新たに再生可能エネルギー発電設備を導入し、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、継続的に発電を行う事業 | ■ 貸付利息 | 無利子 |
| ■ 対象団体 | 法人格を持つ次の①～⑤の団体
①認可地縁団体（法人格を持つ自治会）
②管理組合法人 ③NPO法人
④公益法人 ⑤その他団体（非営利） | ■ 手数料 | 契約の初年度：貸付金額に0.2%を乗じた額
次年度以降：毎年2月末時点の貸付残高に0.2%を乗じた額 |
| ■ 貸付限度額 | 1件あたり1,000万円（再生可能エネルギー発電設備の導入に必要な経費（設備費、工事費、設計費の他、系統接続や調査に係る費用も含む）の80%を上限） | ■ 担保等 | 保証人は原則不要／発電設備・売電債権を譲渡担保とすることを基本 |
| ■ 貸付期間 | 20年以内 | ■ その他 | <ul style="list-style-type: none"> 火災、落雷、風災、雹災、雪災、水災、破損、電氣的・機械的事故、盗難、偶発的破損事故に対し、補償可能な火災保険または総合保険への加入が必要 返済は年1回／返済額は、原則、貸付金額を20年で除した金額と年間売電収入額の1/2の金額のどちらか高い方を上回ること 手引書作成等に必要な情報の提供及び提供情報の公表についての同意 |

※詳細は、<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/tiikishudou150529.html> を御参照ください。